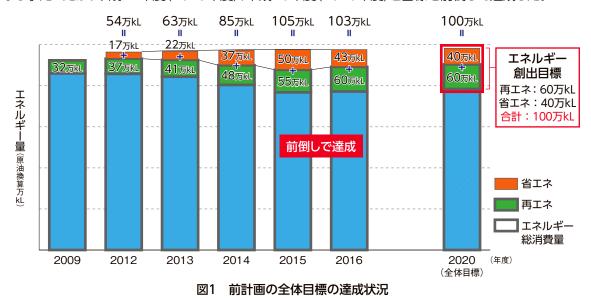
2章 計画改定の背景

1 前計画策定からの経緯

(1) 目標達成状況

①全体目標

平成24年度(2012年度)に策定した前計画の全体目標は、令和2年度(2020年度)末における『新エネルギーの累計導入量』と『省エネルギー等によるエネルギー削減相当量』の合計が、平成21年度(2009年度)の家庭部門の電力消費相当量となる原油換算100万kL(パークドーム熊本約1.3杯分)となる事だったが、平成27年度(2015年度)、平成28年度(2016年度)と目標を前倒しで達成した。



②新エネ種類別の目標達成状況

計画策定後、事業用太陽光発電、**バイオマス***発電(主に木質)が大きく増加し、目標を大きく超える実績となった。

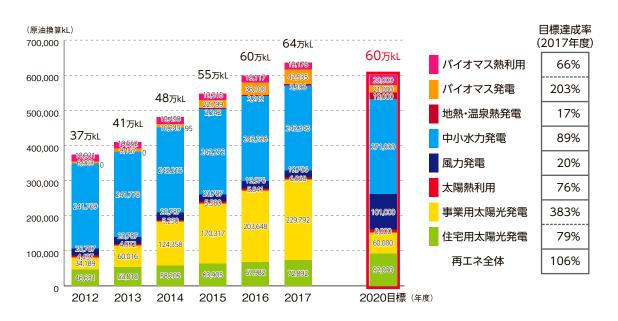


図2 前計画の新エネ種類別の目標達成状況

③省エネルギーの個別目標の達成状況

東日本大震災後の節電意識の高まりや省エネ関連施策の推進により、省エネの全体量は、平成27年度 (2015年度)、平成28年度(2016年度)と続けて令和2年度(2020年度)目標を上回った。

個別目標は全体的に目標に向かって前進したが、設備導入に関する項目は、目標に対して進捗がかなり遅れたものもあった。

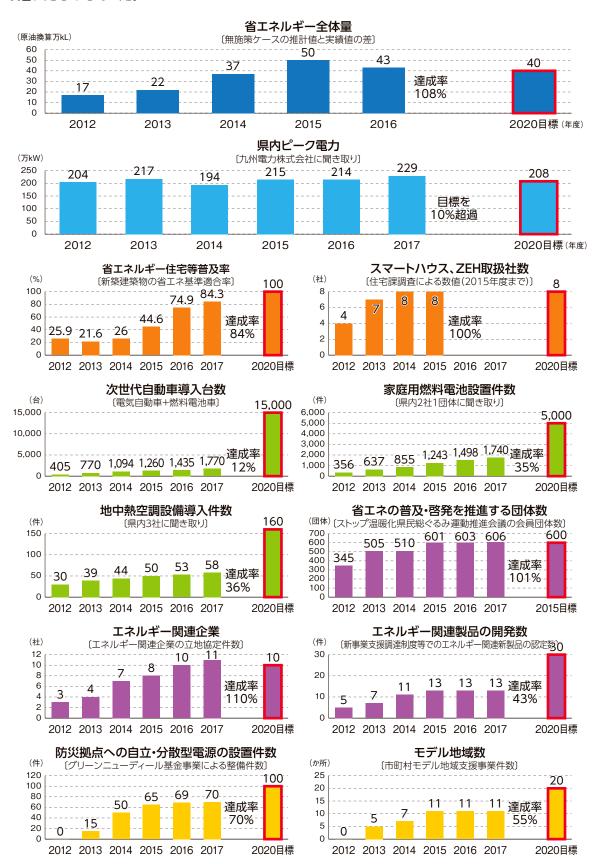


図3 前計画の省エネの個別目標達成状況

(2) 施策の実施状況

前計画は、4本の施策の柱をもとに新工ネ導入、省工ネ推進の取組を実施。新工ネ導入を県民自身により進め、その恵みを県民が享受するための「くまもと県民発電所」5件を認証する等、下記のような実績をあげた。

①新エネルギーの導入加速化

項目	県の主な取組	成果など
全体	○くまもと県民発電所構想*	⇒5件の認証 ・公共関与最終処分場「エコアくまもと」屋根の 太陽光発電 ・旧天草東高校グラウンドの太陽光発電 ・小国町杖立温泉の温泉熱発電 ・南阿蘇の小水力発電 ・菊池細永の小水力発電
太陽光 (住宅等)	○くまもとソーラーパーク推進事業 ・住宅用太陽光補助金 ・ソーラーコールセンター	⇒住宅用太陽光補助実績 2.3万件、17.8億円 (2009~2013年度) ⇒戸建て住宅太陽光普及率全国2位の維持 (2012~2017年度)
太陽光(事業用/地上設置型)	○メガソーラー*候補地の公開○三菱商事、三菱総合研究所との連携協定○メガソーラーに係る協定	⇒セキアヒルズ等への立地 ⇒臨空メガソーラーの整備 ⇒68件の協定締結(2020年3月末現在)
風力	○企業局の風力発電所○法令等許認可の側面支援、関係者調整	⇒民間譲渡手続済(2019年9月) ⇒環境影響評価手続き中案件10件 (2020年8月現在)
中小水力	○企業局の水力発電所○農業用水路での小水力発電○水力発電研究会	⇒7か所、55,200kW(予定) (リニューアル実施中 4発電所) ⇒1か所、6.7kW ⇒小水力利用推進協議会設立、県内事業者による 事業推進
バイオマス	○バイオマス利活用推進事業○ハウス加温機普及○法令等許認可の側面支援、関係者調整	⇒菊池市での バイオガス *事業の課題整理 (事業化困難) ⇒147台設置 ⇒木質バイオマス発電5件の稼働 ⇒計画案件多数(輸入材中心)
地熱·温泉熱	○地熱研究会、阿蘇山西部地域地熱 開発協同プロジェクトチーム	⇒小国町、南阿蘇村における地熱適正利用に係る 条例制定、審議会等設置(県が支援) ⇒民間による事業化進展

②省エネルギーの推進強化

②自エイルイ の)住屋法(6		
項目	県の主な取組	成果など
家庭の省エネ行動	○くまもとらしいエコライフ○くまもと県民節電所(2014年度終了)	⇒省エネに取り組む団体642団体(2020年3月末 現在)
事業所の省エネ行動	○熊本県温暖化防止条例に基づく 事業活動温暖化対策計画書制度○国の省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業の支援	⇒事業活動温暖化対策計画書269件(同上) エコ通勤環境配慮計画書86件(同上) 建築物環境配慮制度747件(同上) ⇒産業部門のエネ使用量減少
県庁の節電取組、 省エネ機器導入	○環境管理システム、節電取組 ○庁舎照明LED化	⇒2018年度の電気使用量は2013年度から5.3%減 ⇒県庁舎照明の49%がLED化

③新たなエネルギー需給体制の構築

●利/このエイグレ コ 間心は中心の内容		
項目	県の主な取組	成果など
省エネ住宅の普及	○建築物省エネ法等の取組 ○建築事業者向けの ZEH *セミナー 等	⇒建築物省エネ基準達成率84%(2017年度) ⇒県内ZEHビルダー数 約130社
省エネ機器の普及	○家庭、中小企業向け補助事業○燃料電池自動車普及促進事業○次世代モビリティ普及促進事業	⇒479件、1.4億円実施(2012~2015年度) ⇒燃料電池、地中熱空調導入は目標達成率30%台 ⇒県庁にFCV*1台、水素ステーション*を導入 ⇒次世代自動車導入は目標達成率10%台
防災拠点への 自立電源設置	○グリーンニューディール基金事業 (国補助)	⇒70か所に太陽光発電施設、蓄電池等を設置

④エネルギー関連産業の振興

項目	県の主な取組	成果など
エネルギー関連企業、	○新事業支援調達制度	⇒13件のエネルギー関連の新製品を認証
製品	ORE Actionアンバサダー	⇒都道府県として初めてアンバサダーに就任

※県内各地域の施策の柱

項目	県の主な取組	成果など
モデル地域	○市町村モデル地域支援事業	⇒11か所の計画策定等を支援 ⇒事業化 ●八代市 ・温泉施設、交流施設のバイオマスボイラー ・庁舎の太陽光発電整備 ●水俣市 ・マイクロ水力発電設備 ●上天草市 ・小中学校及び上水道施設の太陽光発電設備 ●大津町 ・下水処理場のバイオガス発電設備 ・体育館の地中熱利用による高効率空調設備 ・体育館の地中熱利用による高効率空調設備 ・体育館の地中熱利用による高効率空調設備 ・体育館の地中熱利用による高効率で調設備 ・小国町 ・研修宿泊施設のバイオマスボイラー ・公共施設の省エネ設備(LED、BEMS等) ●山都町 ・庁舎の太陽光発電・蓄電池、薪ストーブ ● 場前町・水上村 ・イチゴ農家の木質バイオマス加温ボイラー ・温泉施設の薪ストーブ ● 五木村 ・温泉施設バイオマスボイラー ・公共施設等の太陽光発電設備 ●球磨村 ・公共施設のLED照明、電気自動車、充電器 ・温泉施設の太陽光、バイオマスボイラー

2 前計画推進において顕在化した問題点

前計画の推進過程で、下記のような問題点が顕在化した。(※前計画の項目に沿って整理)

特に前計画策定と同年度に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (現 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法)」による再エネ電気の**固定価格買取 制度(FIT制度)***がスタートし、事業用太陽光発電施設をはじめとする再エネ施設が全国的に急速に整備されたことの影響が大きいと言える。

(1) 新エネルギーの導入加速化

①全体

- ・送電線に再工ネ施設を接続するための空容量がなくなり、系統対策が必要となるため、送配電事業者との系統連系協議が長期化するとともに、接続費用負担が高額となるケースが多発した。
- ・再エネ施設の立地において適正開発に誘導する仕組みが、再エネを主たる対象としない土地利用・建築・景観に関する規制法令や環境影響評価制度に頼っている。
- ・世界遺産登録地域及び登録を目指す地域並びにその周辺での既設及び計画中の再工ネ発電施設が 景観阻害要因と指摘され、重要文化的景観の選定や世界遺産登録に影響する可能性がある。
- ・事業者の立場から見れば、再エネ設備を整備する際に、各種土地利用規制法令に基づく手続きや環境影響評価に時間を要し事業計画がスムーズに進捗せず、また地元利害関係者との調整が難航するケースがあった。
- ・くまもと県民発電所構想に基づく県民発電所認証候補となる案件が少ない。

②太陽光(住宅等)

・令和元年度(2019年度)から、FIT制度による買取期間が満了する住宅用太陽光発電施設が発生し、電力会社との高価格での契約が終了となるため、その後の発電継続や適切なメンテナンスが実施されないおそれがある。

③太陽光(事業用/地上設置型)

- ・山林での整備に伴う濁水流出、景観・光害への懸念、住民説明の不足等のため、住民からの不満・不安がもちあがるケースが増加した。
- ・阿蘇の景観保全のため、阿蘇地域での開発の抑制が求められている。

4風力

・陸上風力で風況調査等の様々な検討結果が思わしくなく断念する案件が生じている。

⑤中小水力

- ・開発適地情報の入手が特に困難である。
- ・河川や農業用水路を利用する中小水力発電では、枯葉や木ぎれ等が発電機の取水口に詰まり発電がストップすることがあるため、こまめな管理が必要である。

6バイオマス

- ・県内木質資源の適切な管理による計画的な活用が必要である。
- ・畜産ふん尿や食品廃棄物を用いたバイオガス発電は、一定の利用可能量がある一方、様々な課題も あり利用があまり進んでいない。

⑦地熱•温泉熱

- ・同一地熱貯留層で複数事業者が開発を計画する場合、資源管理が必要となる。
- ・温泉事業者との利害対立が生じやすい。(温泉への影響への懸念等)
- ・候補地の多くが国立・国定公園に指定されており、資源があっても開発が難しい。
- ・地質調査や発電所建設作業等、発電開始までに時間と費用がかかる。

(2) 省エネルギーの推進強化

①家庭の省エネ行動

・家庭部門はここ10年程度エネルギー使用量が横ばい状況となっている。

②事業所、行政機関の省エネ行動

・従業員や職員個人の節電行動ではこれ以上の省エネが困難という意見が多い。

(3) 新たなエネルギー需給体制の構築

①省エネ住宅の普及

・新築注文戸建て数に対するZEH補助金交付決定数の割合が平成30年度(2018年度)で0.9%と九州最下位(沖縄県除く)であるなど省エネ住宅普及が遅れている。

②省エネ機器の普及

- ・家電については、**省エネ法のラベリング制度***により高効率機器の長期的経済性等がユーザーに示されているが、それでもなお初期費用の割高感がある。
- ·EV*、FCVについては、車両のコストがガソリン車と比較して高いことやEVの航続距離がガソリン車に比べて短いこと、FCV向けの商用水素ステーションの整備が進んでいないことが原因で普及が停滞している。

③防災拠点への自立電源設置

・国の補助金をもとに県が、地域の避難所や防災拠点への再エネ設備導入を支援するグリーンニューディール基金事業が平成29年度(2017年度)に終了したことで大規模な財政支援がなくなり、設置のインセンティブが減少した。

(4) エネルギー関連産業の振興

- ・県内には蓄電池など付加価値の高い製品を取り扱う事業者も存在しているが、県内にあった太陽光パネル製造事業者は、価格競争などが要因で撤退した。
- ・くまもと県民発電所構想の候補者が少ない等、県内の発電施設整備運営事業者が増えていない。
- ・平成29年(2017年)のFIT法改正で低圧(50kW未満)の太陽光発電施設の保守点検が義務化されたが、これに対応できる県内事業者が認知されていない。

(5)県内各地域の施策の柱

- ・モデル地域について、計画段階、検討段階で事業が止まっている地域がある。
- ・地域(地区)が主体となるモデル事業の創出例が少ない。

3 社会状況の変化

前計画策定後、国内外でエネルギーに関する大きな動きが相次ぎ、百年に一度の転換期とも言われる。また、国のエネルギー基本計画も平成30年(2018年)7月に改定され、「2050年に再エネの"主力電源化"をめざすと明記された。

(1) 国際社会、気候変動、防災

①気候変動のさらなる顕在化、パリ協定発効等

・平成30年(2018年)の夏は国内観測史上最高気温を更新した「災害級」とされる熱暑で、「平成30年7月豪雨」など豪雨・台風災害も多発した。その後も記録的豪雨による水害は続き、令和2年(2020年)の「令和2年7月豪雨(熊本豪雨)」では球磨地域を中心に大きな被害が発生した。世界でも近年異常気象が頻発し、IPCC*は、気候変動(地球温暖化)がこれら異常気象の原因である可能性が極めて高いと指摘している。



令和2年7月豪雨の状況(人吉駅前)

- ・本県は、気温と湿度が高い、住みにくい気候 風土があり、気候変動による生活・産業への影響がより大きいことも推測される。【→31頁コラム】
- ・平成28年(2016年)に**パリ協定****が発効し、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ2℃より十分低く抑え、1.5℃までに制限する努力の追求が掲げられた。我が国はそれを受け、「地球温暖化防止計画」において、「温室効果ガスの排出量を2013年度比で2030年度に26%削減、2050年度までに80%削減する」という目標を掲げた。
- ・さらに、国は、令和2年(2020年)10月、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」と宣言した。

②ビジネスの脱炭素化

・RE100*(企業が再エネ100%使用を宣言する仕組み)、ESG投資*(投資先を環境面等からも判断)、SBT認定*(企業版2℃目標)、TCFD*(気候関連財務情報開示タスクフォース)報告書等にみられるように、再エネを優先的に使う企業が増え、それが投資家や取引先から評価される経済社会に急速にシフトしてきている。

③エネルギー源の海外依存、化石燃料依存

・新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地域間の物流が停滞する事例が発生する一方、東日本大震災後、我が国のエネルギー供給における海外から輸入される化石燃料への依存率は、平成22年度(2010年度)の81.2%から平成29年度(2017年度)には87.4%と上昇している。

④熊本地震、北海道胆振東部地震等を受けた防災上の分散型エネルギー推進

- ・平成28年(2016年)の熊本地震では本震直後に約48万戸が停電した。
- ・平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震では、エネルギー供給の拠点集中を背景に全国初のブラックアウトが発生。令和元年(2019年)の台風15号では、送配電網等が被災し、関東広域で停電が発生し千葉県内では復旧作業も長期化した。国はこれを受け、国土強靱化基本計画を改定し、分散型電源化やマイクログリッド*普及を推進している。

⑤豪雨災害からの復旧復興における「くまもと版グリーン・ニューディール」提案

・球磨川流域を中心に大きな被害を生じた令和2年7月豪雨からの復旧復興の方向性を議論する「くまもと復旧・復興有識者会議」から、この流域の持つ豊かな再エネ資源等を積極的に活用する「くまもと版グリーン・ニューディール」の考え方を軸とし、新しい社会経済システムを基に地域再生を行うことが令和2年(2020年)8月に提案された。

(2) 新技術、世界的な再工ネ価格低下等

①新技術の萌芽

- ・再エネ大量導入時代に必須となる小型蓄電池への需要が急速に高まっている。
- ・系統安定化技術として水素による電力貯蔵(P2G*)、EVの活用(V2X*)、IoTを用いたVPP*(バーチャルパワープラント)等が研究・実用化されつつある。内燃機関自動車からEVへの移行も急速に進行している。
- ・ICTが発達し、エネルギー分野においてもIoT(モノのインターネット)化が急激に進展している。社会全体においても、ICTを最大限活用し人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」をめざす**Society 5.0***の社会像が国によって示されている。

②海外における太陽光・風力発電の価格低下と爆発的普及

・海外では、平成30年度(2018年度)においては、太陽光及び陸上風力発電のコストが火力を下回る5~6円/kWhになり(日本は13円/kWh程度)、経済的理由から再エネが爆発的に普及している。太陽光や風力発電等は、燃料費が発生しない限界費用ゼロ電源であり、そのことが強みとなっている。

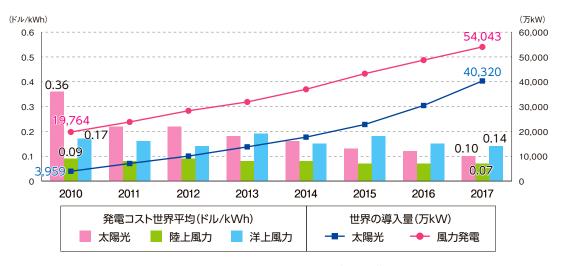


図4 世界の太陽光・風力発電の単価と導入数

〔出典:2019年版 エネルギー白書〕

(3) 再エネ推進と地方創生などの融合、市民とエネルギーの新しい関わり方

①地域づくりにおける再エネの存在感の高まり

- ・地域団体等が再エネ施設整備を行う例が全国的に増加している。
- ・国連が提唱する[SDGs]や環境省が提唱する[**地域循環共生圏***]においても再エネは大きなテーマの一つである。

本計画に特に関連が深いSDGsのゴールとターゲット

ゴール 主要なターゲット



ゴール7

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- ●2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- ●2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



ゴール9

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

●2030年までに、資源利用効率の向上 とクリーン技術及び環境に配慮した技 術・産業プロセスの導入拡大を通じた インフラ改良や産業改善により、持続 可能性を向上させる。



ゴール12

持続可能な生産消費形態を確保する

●2030年までに天然資源の持続可能な 管理及び効率的な利用を達成する。



ゴール13

気候変動及びその影響を軽減するための緊急 対策を講じる

- ●気候変動対策を国別の政策、戦略及び 計画に盛り込む。
- ●気候変動の緩和、適応、影響軽減及び 早期警戒に関する教育、啓発、人的能 力及び制度機能を改善する。



ゴール17

持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを強化する ●持続可能な開発のための政策の一貫 性を強化する。

②市民がエネルギーづくりに積極的に関与する時代に

・「プロシューマー*」(エネルギーの消費者であり生産者でもある者)、「コミュニティパワー」(ご当地電力)、「エネルギー自治」などがキーワードになっている。

『コミュニティパワー三原則』(世界風力エネルギー協会による)

次のうち二つ以上を満たす再エネ事業を「コミュニティパワー」と呼ぶ。

- ①地域の主要な関係者が、その再エネ事業の大半若しくはすべてを所有している
- ②地域コミュニティが、その再エネ事業の意思決定にあたって過半数以上の投票権を持っている
- ③その再エネ事業からの社会的・経済的な便益のほとんどまたはすべてが地域コミュニティに分配される

(4) FIT制度、系統連系問題、電力自由化

①FIT制度と系統連系をめぐる問題

- ・平成24年(2012年)の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づくFIT制度導入後、大量の再エネ発電設備の設備認定と接続申込がなされ、転売目的の認定取得や、システム価格の値下がりを待って利幅を増やす投機的行為も多く存在している。
- ・平成26年(2014年)、九州電力等が、系統設備の容量や需給調整力の限界を理由に事業者からの接続申込への回答を保留した。これを受けて同年に無制限無補償の出力制御ルールが整備された。
- ・再工ネ接続の進展に伴って系統対策が大規模となり、系統連系協議が長期化するとともに、接続費用 負担が高額となるケースが発生した。平成27年(2015年)、系統接続のための「電源接続案件募集プロセス*」制度が開始され、平成30年(2018年)から、既存系統の最大限の活用に向けた「コネクト&マネージ* |制度が順次運用開始された。
- ・平成30年(2018年)10月、九州電力管内で、本土では全国初の**再エネ出力制御***が実施され、同年度は26回(一発電所あたり5~6回)、令和元年度(2019年度)は74回実施された。
- ・令和元年度(2019年度)~令和9年度(2027年度)にかけて、県内で10kW未満のみで5.3万件のFIT 期間を満了する太陽光発電設備が発生する見込みである。
- ・再エネ賦課金高額化が制度の問題点としてあげられる中、FIT制度は、法に規定のとおり令和2年度 (2020年度)に抜本見直しがなされ、競争力のある電源への成長が見込まれる大規模太陽光・風力 発電等は、欧州等と同様、電力市場と連動した支援制度(FIP制度*)へ移行することとなった。

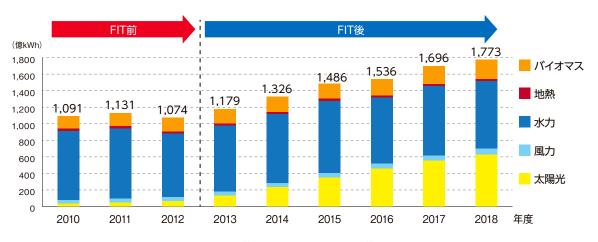


図5 FIT制度導入前後の全国再エネ導入量の推移 [出典:2019年版 エネルギー白書]

②電力自由化等

- ・平成28年度(2016年度)に**電力の小売事業全面自由化***がなされ、新電力会社が台頭。今後、料金自由化、再工ネ調達価格の市場連動化による逆風も予測される。
- ・令和2年(2020年)、発送電分離がなされ、電力自由化が完成するとともに、先着の発電施設が優先的に送電系統に接続できる仕組みの改善も検討されている。
- ・エネルギー供給構造高度化法*により電気の小売供給量が5億kWh以上の小売電気事業者は令和 12年度(2030年度)までに非化石電源比率を44%以上とするよう求められている。

(5) 再エネをめぐるトラブル等

①メガソーラー等の設置に係る周辺住民とのトラブル

・全国的にメガソーラー等の設置による自然環境や景観への影響について周辺住民が不満・不安を表明する事案が増加しており、本県も同様の状況である。

②地上設置型太陽光発電所の管理及びソーラーパネルの廃棄・適正処分問題

- ・柵の不設置等の不適正管理が多いことから、国から注意喚起がなされた。
- ・使用年限を迎えたパネル、災害廃棄物となったパネルの適正廃棄、リサイクル等を求める声が強まり、 平成30年(2018年)7月にFIT制度において廃棄費用積立状況の報告制度が新設された。

③自然災害時の再エネ施設の強度の問題

・西日本を中心とした平成30年7月豪雨では、斜面地を造成して設置した地上設置型の事業用太陽光発電施設の設置面が土砂崩れを起こし倒壊する事案が発生した。また台風等の強風によりパネルが飛散した事案もあった。

(6) 世界遺産登録に係る動きの再エネへの影響

- ・多くの再工ネ資源に恵まれた阿蘇地域では、一方で世界遺産登録に向けた取組が推進されており、景観保全と再工ネ整備の関係が議論されている。
- ・世界遺産の既登録地域(天草の﨑津集落、万田坑、三角西港及び隣県の遺産)の景観保全に関して、再工ネ施設が阻害要因とされる可能性がある。

(7) エネルギーのあり方に影響を与える"5つのD"

・"5つのD"が今後のエネルギーのあり方を決定的に変えると言われている。

① Depopulation(人口減少)

:県の人口は令和元年(2019年)の174万人から令和22年(2040年)に154万人に減少すると推計されている。これに伴いエネルギー需要の量やパターンの変化が予想される。

- 2 Decarbonization(脱炭素化)
 - :9頁3-(1)-①、②参照
- ❸ Decentralization(分散化)
 - :10頁3-(1)-④参照
- 4 Deregulation (自由化)
 - :12頁3-(4)-②参照
- **⑤** Digitalization(デジタル化)
 - :10頁3-(2)-①参照

出典: 「エネルギー産業の2050年」 国際環境経済研究所理事 竹内純子編 日本経済新聞出版社刊

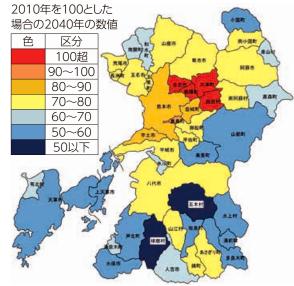


図6 県内市町村の推計人口増減率 (出典:熊本県人口ビジョン)

(8) 新型コロナウイルス感染症流行に伴う社会経済への影響

・令和2年(2020年)、全世界で新型コロナウイルス感染症が大流行し百万人を超える人命が失われた。また感染の原因となる人と人との接触を減らすため、外出の抑制、職場の閉鎖、地域間の移動の制限等がなされ、社会経済が数か月にわたり大きく停滞する未曽有の事態となった。

・一方、社会経済活動がストップしたことで化石燃料の使用が少なくなり、環境負荷が減ったという報告もなされた。 大気汚染が深刻だったインドの都市部では30年ぶりにヒ



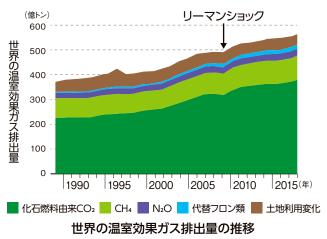
マラヤ山脈が見えるようになり、世界のCO₂排出量は前年比8%程度減と過去最大の減少幅になると 予測された。これを今後の経済復興過程でリバウンドさせないことが重要となっている。

新型コロナウイルス禍からの「グリーン・リカバリー」と 球磨川流域復興における「くまもと版グリーン・ニューディール」を実現するために

●新型コロナウイルス禍の体験をカーボンゼロの出発点に

新型コロナウイルス禍のなか、上記のように人類は図らずも脱炭素社会をほんの少し疑似体験することができた。この全地球的な共有体験を本当の脱炭素型経済への出発点とすることができれば、本県がめざす2050年カーボンゼロへの近道となりえる。

※このような社会経済活動の停滞による CO_2 排出減少は、2007~2010年の世界金融危機 (リーマンショック)の際にも見られたが、経済 復興によってリバウンドがおき、その後 CO_2 排 出量はかえって増加した。



〔出典:令和2年版環境白書〕

●「グリーン・リカバリー」=「くまもと版グリーン・ニューディール」を推進

グリーン・リカバリーとは、このような課題認識のもと、新型コロナウイルス禍からの経済復興を気候変動対策とともに進め、以前よりも持続可能で災害・危機に強靭な社会経済につくり変えようという考え方で、国連、EU、IEA*、IRENA*、グローバル企業の集まり等が提唱している。

これは本県がめざす令和2年7月豪雨からの創造的復興「くまもと版グリーン・ニューディール」そのものと言える。



建物の省エネ改築

運輸・交通の再エネ化



系統送電線の整備



グリーン・リカバリーの主要要素